

■定期報告対象

【別紙】

◆建築物

R6.5.1

グループ	報告頻度	次回報告	対象用途	規模等※1	
政令第16条第1項第1号及びC1第2号	A	H31年～3年毎	R7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場</li> <li>・映画館</li> <li>・演芸場</li> <li>・観覧場（屋外観覧場を除く）</li> <li>・公会堂</li> <li>・集会場</li> </ul>	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ③劇場・映画館・演芸場は、主階が1階にないもの ④当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの
政令第16条第1項第3号	B	H31年～3年毎	R7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル</li> <li>・旅館</li> </ul>	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上あるもの（病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。） ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの
	C	H29年～3年毎	R8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所（患者の収容施設があるものに限る。）</li> <li>・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）</li> <li>・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）</li> <li>・就寝用途の児童福祉施設等※2</li> </ul>	
政令第16条第1項第4号	D	H31年～3年毎	R7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館(学校に付属するものを除く)</li> <li>・博物館</li> <li>・美術館</li> <li>・図書館</li> <li>・ホーリング場</li> <li>・スキー場</li> <li>・スケート場</li> <li>・水泳場</li> <li>・スポーツの練習場</li> </ul>	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が2,000㎡以上あるもの
政令第16条第1項第3号	E	H30年～3年毎	R6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・百貨店</li> <li>・マーケット</li> <li>・展示場</li> <li>・キャバレー</li> <li>・カフェ</li> <li>・ナイトクラブ</li> <li>・バー</li> <li>・ダンスホール</li> <li>・遊技場</li> <li>・待合</li> <li>・料理店</li> <li>・飲食店</li> <li>・物品販売業を営む店舗</li> <li>・公衆浴場</li> </ul>	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上あるもの ③当該用途の床面積が3000㎡以上あるもの ④当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの

※1 対象用途部分の床面積が100㎡以下のもの、又は、対象用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2

『就寝用途の児童福祉施設等』

・助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)、宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業で利用者の就寝の用に供するものに限る。)を行う事業所

◆防火設備

	報告頻度	次回報告	種別	対象
第3政令第12号	毎年	R6	防火設備 ※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。	①A～Eに該当する建築物に設けられる防火設備 ②以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)</li> <li>・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)</li> <li>・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)</li> <li>・就寝用途の児童福祉施設等※2</li> </ul>